

定 款

一般社団法人 日本レストルーム工業会

平成 24 年 4 月 2 日制定

平成 25 年 6 月 18 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本レストルーム工業会と称し、英文では、JAPAN SANITARY EQUIPMENT INDUSTRY ASSOCIATION と表記する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市東区代官町 39 番 18 号に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、衛生設備機器（衛生器具、温水洗浄便座、暖房便座、衛生器具付属金具等）産業の振興に関する共通的な施策を推進することにより、その健全な発展を図るとともに、国民の住生活の向上とわが国経済の伸長に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 衛生設備機器の生産、流通、消費及び貿易の振興に関する対策の確立及びその推進
 - (2) 衛生設備機器の普及及び各種啓発に関する諸対策の推進
 - (3) 衛生設備機器に関する各種規格、基準等の策定及び関連事業の推進
 - (4) 衛生設備機器の維持管理に関する調査・研究及び関連事業の推進
 - (5) 衛生設備機器の環境に関する調査・研究及び関連事業の推進
 - (6) 衛生設備機器の製品安全に関する調査・研究及び関連事業の推進
 - (7) 衛生設備機器に関する関係官庁、関係機関等に対する意見具申及び答申
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、この会の目的に賛同して入会した法人またはその他の団体をもって構成し、会員の種別は、次のとおりとする。

正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

衛生設備機器の生産（委託生産を含む）の事業を営む法人及びこれらのものを構成員とする団体

(2) 準会員

衛生設備機器の事業を営む法人で、正会員の資格に達しない法人及びこれらのものを構成員とする団体

(3) 賛助会員

当法人の目的・事業を賛助する法人またはその他の団体

2 準会員が正会員の資格に達したときは、正会員に変更する。

(入会)

第6条 会員となるには、別に定める入会規程に基づいて所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費等の負担)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、当法人の目的を達成するため、会費とは別に総会において別に定める必要な経費を支払うものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員たる法人又は団体が解散し又は破産したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条(退会)又は前条(除名)の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の名称及び代表者名、住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法の社員総会とする。

(議決権)

第 14 条 各正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項につき決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令及びこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第 17 条 総会は、原則として主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 18 条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より 2 週間前までに各正会員に対して発する。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(総会の成立)

第 20 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項に規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(書面による議決権の行使等)

第 22 条 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により議決権を行使する会員は、第 20 条及び前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第 23 条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 4 章 役員等

(役員を設置等)

第 25 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 12 名以内

監事 2 名以内

- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、3 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

(選任等)

第 26 条 理事及び監事は、総会において会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 特に必要があると認められる場合は、理事にあつては 4 人、監事にあつては 1 人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は当法人の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、総会に報告する。法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠及び増員として選任された理事又は監事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第 32 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は、年 2 回以上開催する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。

(理事会の成立)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、通常総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。ただし、理事会開催前に委員会の設置が必要な場合にあつては、会長承認により設置することを妨げない。この場合に

においては、設置から最初に開催される理事会において承認を得なければならない。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第47条 当法人の資産は次のものから構成する。

- (1) 入会金、会費及び分担金
- (2) 寄付財産
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第48条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(剰余金)

第49条 当法人は、事業年度末において剰余金が生じた場合は、繰り越した不足金があるときはその補填にあて、なお剰余金があるときは総会の議決を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すか、又は積み立てるものとする。

(剰余金の処分制限)

第50条 当法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 52 条 当法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 当法人が清算の際に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。